

世界連邦運動協会石川県連合会主催 2018 秋の講演会 「世界連邦運動と日本国憲法 WFM 世界大会 2018 をふまえて」

2018年10月20日(土)13:30からアトリオサロン(金沢市香林坊1-1 香林坊 アトリオ4F会議室)にて開催された世界連邦運動協会石川県連合会主催「秋の講演会」は、世界連邦運動協会国際委員長・元参議院議員の犬塚直史氏を講師として招き、「世界連邦運動と日本国 憲法～WFM 世界大会 2018 をふまえて～」という演題のもと、北國新聞社・北 陸放送・テレビ金沢・世界連邦宣言自治体石川県協議会の後援を得て行われた。

司会は石川県連合会理事長の平口が担当、講演に先立ち石川県連合会副会長(会長代行)の桑原豊氏(元衆議院議員)が開会の挨拶を述べた。

講師プロフィール:いぬづか ただし。1954(昭和29)年9月東京都生まれ。1980年、ダラス大学大学院経営学修士課程修了。2004～2010年、参議院議員(長崎県選出)。2007年に日本国がICC(国際刑事裁判所条約)関連締結し、公約達成。2008年のアフガニスタン復興支援特別措置法案参議院可決に尽力。1995～現在、メデュサンデュモンドジャ ポン世界の医療団設立会員。2010～現在、プラネットファイナンス理事。2011～現在、世界連邦運動協会国際委員長。著書『脱主権国家への挑戦』(アイランドボイス出版、2010)。

配布資料には、講演会案内チラシに掲載した講演予稿を再録するとともに、世界連邦 Newsletter 第649号掲載の「WFM-IGP 世界大会 2018 オランダのハーグで開催」、「第34回世界連邦日本大会宣言文」、「裏千家15代・前家元 千玄室大宗匠の講演」、以上3記事を転載した。



今回の犬塚氏による講演は、世界連邦運動の観点から憲法論議を深めるために時宜を得たものであり、難しい諸問題を快活な語り口で分かりやすく説いてくださった。講演についての質疑応答にも、たっぷり時間を割き、講演会というよりもセミナー的な雰囲気で行うことができた。



質疑応答後、8月18日(土)に亀岡市で開催された世界連邦日本大会の写真を液晶プロジェクターを使って平口が紹介した。石川県連合会副会長の上山桂樹氏による閉会挨拶のあと、最後まで残ってくださった参加者たちと一緒に記念の集合写真を撮った。

(平口 哲夫)

講演予稿

近年、日本国憲法の改正について多くの議論がなされているが、そこには国際法の発展という視点が欠落している。地球規模の問題が山積する現代社会において、一国の法体系と国際法の発展は不可であり、補完しながら平和な社会をつくるべきである。そうした視点から世界連邦国際委員会では、「保護する責任」という国際法の新しい理念と、日本国憲法九条の関係についてアンケート形式で国立国会図書館から意見聴取を行なった。

その結果、「保護する責任」概念をストレートに政策課題とすることは現時点では難しいという結論を得た。国際社会という言葉がよく使われるが、国連の中核である国連安全保障理事会は実際のところ大国間のバランス・オブ・パワーで動いている現実があるからだ。しかし他方では、具体的な政策課題を提案することができた。それは、人類共通の敵ともいえる大規模自然災害にその対象を限定し、かつ相手国に脅威を与えない形での国際協力であれば、「保護する責任」理念政策化に活路を見いだすことができるのではないか、という考え方である。こ

の方向性に協力を得る目的で、2018年WFM世界大会において以下の大会決議を日本から発議し、採択された。

HRTF (Humanitarian Relief Task Force)決議:近年多発している地震・台風・津波等の、一国では対応が難しい大きな災害対策として、被災国/地域の同意または要請に基づくHA/DR(人道支援/災害救援)任務を行い、これを切れ目なく復興支援に繋げてゆく民軍共同の国際即応部隊をアジア太平洋地域に創設する決議。

国際法の発展に逆行するトランプ大統領の姿勢を背景に、国連の平和維持について2018年のWFM世界大会でもさまざまな議論が行われた。歴史的、文化的、地理的、経済的に独自の立場を持つ日本が、閉塞した国際法の発展に寄与し、その立場を日本国憲法で指し示すことが喫緊の課題ではないか。

講演要約

2018年7月9日～13日にオランダのハーグで開催された世界連邦世界大会・理事会に本部新任理事として参加しました。大会では現在の日本国憲法の議論を紹介するとともに、東アジアの信頼醸成にかかる提案(HRTF)が採択されたので併せてご報告申し上げます。

さて、国連は力のある国々が軍備を提供し、世界の警察官として機能させる構想を持って1945年に始まりました。ところがこれを議論する軍事参謀委員会は冷戦構造の中で全く機能せず、国連憲章の中核であった憲章7章は空文と化してしまいます。憂慮すべき国連ですが、他方では、憲章起草者が予定していなかった平和維持の方式が、国連の実践活動の中から生まれました。ピースキーピング(PKO、国連の平和維持活動)です。

1945年のスエズ危機に際して、一触即発の状態にあったエジプト軍と英仏軍が対峙するところに国連部隊が割って入り、その存在自体によって危機を回避したのです。関係国の同意に基づいて、国連の権威を象徴する中立の軍事組織が最小限の武装で派遣され、その存在自体によって危機を鎮静化する、「敵のいない軍隊」と称されたピースキーピングの誕生です。

ところが1994年、ルワンダ駐留ピースキーピングの目の前で、100日間で80万人が虐殺される事態が起こりました。内政不干渉原則に阻まれた結果、このような大規模な人権侵害を阻止できなかったのです。その後、アナン国連事務総長が1999年に問題提起をします。すなわち、「もし人道的介入が国家主権の侵害に当たるのなら、ルワンダなどの許しがたい事態に国際社会はどんな対応をするのか？」という国際社会に対する挑戦です。

これに答えたのが、カナダの貢献でつくられた国家主権と介入にかかる国際委員会です。ここで2001年に歴史的な「保護する責任」レポートが発出されます。すなわち、国家主権は自国民を「保護する責任」を伴っており、当該国家が自国民を保護する能力も意思も持たない場合、そうした責任は国際社会が負い、当該国は内政不干渉を主張できない、とするものです。その後この理念は以下のような進歩をとげ、世界連邦運動ニューヨーク本部でもICC国際刑事裁判所と同列のキャンペーンを始めています。

- ・2005 国連首脳会合成果文書に「保護する責任」理念と行動指針を明記
- ・2007「保護する責任」国連事務総長特別顧問の任命
- ・2009「保護する責任の履行」国連事務総長報告書発出
- ・2011 国連安保理決議 1973 採択 (リビア「保護する責任」安保理決議)

しかし残念なことに、リビアの人道危機に際して採択された1973決議に基づく軍事行動が、人々を「保護することよりも、政権の転覆が軍事目的化してしまい、本来の理念からかけ離れた活動となったことに批判が集まって現在に至っています。「保護する責任」理念はその運用を誤ったために暗礁に乗り上げているのです。

さて今回の世界大会に臨む前に、日本WFM国際委員会において「国際法の発展と日本国憲法についてのアンケート」を作成し、国立国会図書館から意見聴取を行っていました。もちろん、簡単に結論が出る議論ではありません。しかし、議論の一つの帰結として、日本からHRTF (Humanitarian Relief Task Force、自然災害に即応する多国籍、民軍、常設機関)の東アジア設置を提案し、今回の世界大会決議として採択されました。21世紀のピースキーピングが模索される中、人類共通の敵である自然災害に即応する民軍国際部隊設置の提案です。今後の進展については、適宜ご報告申し上げたいと思います。

金沢の皆様に貴重な機会を頂戴し、改めて厚くお礼申し上げます。

(犬塚 直史)